

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第三十八号

昭和二十四年農林省令第十六号加工炭需給調整規則に基いて鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則を次のように定める。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則

第一条 本縣の加工炭の需給調整については、昭和二十四年農林省令第十六号加工炭需給調整規則（以下省令とす。）によるの外、この規則の定めるところによる。

第二条 この規則施行の日現在において加工炭の製造を業とする者は、この規則施行の日から三十日以内に、

昭和二十四年五月十七日
第二千十一号 火曜日

本書ノ大半ハ國定規格A5用

この規則施行の日の翌日からあらたに加工炭の製造を業とする者は、その製造をはじめた日から三十日以内に、製造について知事に、工場及び品目別に届け出なければならぬ。

2、前項の届出事項中に変更があつた場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならぬ。

第三条 販売業者にならうとする者は、小売業、卸売業別の申請書に省令第三条第六項に該当しないことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第四条 縣外の加工炭の業務用消費者又は販売業者が縣内の加工炭の製造業者から加工炭を購入し縣外に移出しようとするときは、知事の承認を受けなければならぬ。

2、加工炭の業務用消費者又は販売業者が縣外の加工炭の製造業者から加工炭を購入しようとするときは、そ

の購入について移出都道府縣知事の承認を受けたことを証する書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

第五條 年間に消費する加工炭の品目別数量の合計が五百吨(孔明れん炭又はたどんは箇数を重量に換算する。)以上の業務用消費者(加工炭の製造を業とする者で、自己の製造した加工炭を業務用に消費する者を含む。)は、知事に、その他の消費者は、所在の市町村長に届け出で、省令第五條第一項の配給の割当を証明する公文書(以下割当公文書という。)の交付を受けなければならない。

第六條 家庭用消費者は、前條の届出の場合には、昭和二十三年農林省令第七十三号新炭需給調整規則第二十条第二項の配給券を提示し、その余白の箇所に加工炭購入割当数量の記入を受けるものとし、その記入を受けた配給券は、市町村長の交付する割当公文書とみなす。

第七條 第五條の規定により市町村長が割当公文書を発

給した場合は、その公表を当該市町村長が行うものとする。

第八條 販売業者は、省令第三條第四項の登録番号の外に、登録年月日、業種、氏名、店舗又は営業所の所在地を記入した標識を店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第九條 営業をやめようとする販売業者は、その旨を知事に届け出でなければならない。この場合、知事は、その者の住所及び氏名を公表し、この公表の日を営業をやめた日とする。

第十條 営業をやめた者は、前條の公表の日に加工炭の在庫を有する場合には、その品目別数量を公表の日から十日以内に、知事に、報告しなければならない。

第十一條 地方事務所長及び市長は、省令第十三條の規定に基き、販売業者(卸売業者を除く。)の報告を取りまとめ、知事に報告するものとする。

第十二條 省令第七條第三項の譲渡又は省令第十五條第一項の出荷若しくは、配給を命ぜられた者は、その指

示によつて加工炭を譲渡又は出荷し、若しくは、配給しなければならない。

第十三條 省令第十七條の規定によつて不服の申立をし、不服申立の成立したときは、直ちにその旨を知事に届け出でなければならない。

第十四條 省令及びこの規則により知事に提出する書類は、業を営む区域が二市郡以上にわたる者が提出するものを除き、所轄地方事務所(市部にあつては、市役所。)を経由しなければならない。

第十五條 省令及びこの規則の規定により取り扱う書類(標識を含む。)の様式は、農林大臣の定めるもの外、附表による。

附 則

第十六條 この規則は、公布の日からこれを施行する。
第十七條 昭和二十三年鳥取縣規則第八十四号鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則は、これを廢止する。

附 表

1、省令第三條第二項の登録申請

加工炭 小売 卸売 登録申請書

一、氏名又は名称

二、住 所 郡市 町大字 番地

三、営業設備の概要

店舗又は営業所所在地 種類(用途別) 大きさ その他

市郡 町大字 番地 坪

四、一箇月間の販売見込数量

品目 (種類 規格)	用途	数量	備 考
			世帯数
			業務用消費者数

五、昭和二十四年二月二十三日以前六箇月間における最高販売数量があつた月とその数量

月名	品目	種類	数量	備考
		(規格)		

右加工炭需給調整規則第三條第一項の規定によつて登録を受けたので資格を証する書類を添え申請致します。

年 月 日 住所

知事宛 氏 名

注意 一箇月間の販売見込数量表中の用途とは次の区分によるものをいう。

家庭用、進駐軍用、事務用、鑛工業用、農林漁業

用、官需用、その他用、輸出品用
2、省令第十三條の買入、売渡等の報告 小売業者の分
加工炭買入、売渡等報告書(期間 年 月 日から 年 月 日まで)

品目	種類	規格	数量	備考
	前期中間	(規)		
	在庫	量		
	生産	量		
	卸売	業		
	業者	者		
	費用	計		
	消費	量		
	破損	失		
	つた	もの		
	計			
	在庫	量		
	備考			

加工炭需給調整規則第十三條第一号の規定により右の通り報告致します。

年 月 日 登録番号

知事宛 氏 名 住所

8、省令第十三條の買入、売渡等の報告 卸売業者の分

加工炭買入、売渡等報告書(期間 年 月 日から 年 月 日まで)

品目	種類	規格	数量	備考
	前期中間	(規)		
	在庫	量		
	購入	量		
	業者	者		
	費用	計		
	消費	量		
	破損	失		
	つた	もの		
	計			
	在庫	量		
	備考			

加工炭需給調整規則第十二條第一項の規定により右の通り報告致します。

年 月 日 登録番号

知事宛 氏 名 住所

注意 当期間中の売渡数量欄(業務用消費者欄)には次の区分による用途を記入すること。

進駐軍用、事務用、鑛工業用、農林漁業用官需用、その他用、輸出品用
4、省令第十三條の生産売渡等の報告 製造業者の分
加工炭生産、売渡等報告書(期間 年 月 日から 年 月 日まで)

品目	種類	規格	数量	備考
	前期中間	(規)		
	在庫	量		
	生産	量		
	卸売	業		
	業者	者		
	費用	計		
	消費	量		
	破損	失		
	つた	もの		
	計			
	在庫	量		
	備考			

加工炭需給調整規則第十三條第二号の規定により右の通り報告致します。

年 月 日 住所

知事宛 氏 名

00361

第三種郵便物認可 第三千十一號 昭和二十四年五月十七日 (第三種郵便物認可)

六

5、第二條の製造届
加工炭製造届
左記の通り加工炭の製造をしているから届け出で致します。
年 月 日
住所
知事宛 氏 名 ㊦

記
一、工場名
二、工場所在地 市 郡 町 大字 番地
三、事業開始年月日 年 月 日
四、工場設備の概要

製造機械 種類 員数 所要馬力及び所要人員数

種類	員数	所要馬力	所要人員	備考
			男 女 計	

2、原動機の種類、員数及び馬力

種類	馬力		員数	備考
	公称馬力	実馬力		
電動機				
発動機				

3、従業員数

種類	員数	備考
専業兼業 専業兼業 専業兼業 専業兼業		

4、品目別、月別年間生産見込数量

品目	月別												計	備考
	種	規	格	一	二	三	四	五	六	七	八	九		
四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	計	備考

00362

00361

6、第四條第一項の申請
加工炭購入、移出承認申請書

一、品目、種類及び数量

品目	種類	数量	備考
	(規格)		
計			

右の通り購入し移出したいから御承認下さるよう申請致します。
年 月 日
住所
知事宛 氏 名 ㊦

注意 申請者は、その店舗又は営業所の所在地或は住所を管轄する都道府県知事から発給された加工炭の在庫許可数量を購入するための購入割当証明書又は購入切符の寫を申請書に添付すること。

7、第四條第二項の申請
加工炭縣外購入割当証明書交付申請書

一、品目、種類及び数量

品目	種類	数量	備考
	(規格)		

二、購入先 市 郡 町 大字 番地
三、購入期間 年 月 日 から 年 月 日まで
四、購入理由
五、移出先 都 府 市 郡 町 大字

二、購入先 市 郡 町 大字 番地
三、購入期間 年 月 日 から 年 月 日まで
四、購入理由
五、移出先 都 府 市 郡 町 大字

島根縣公報 第二千十一號 昭和二十四年五月十七日 (第三種郵便物認可) 七

00363

二、購入先 縣府都 郡市 町大字 番地

三、購入期間 年 月 日から 年 月 日まで

四、購入理由

右の通り縣外購入割当証明書の交付を受けたいから別紙承認書を添え申請致します。

年 月 日

住 所 氏 名 ㊦

知 事 宛 氏 名 ㊦

9 第九條の廢業届

廢 業 届

一、店舗又は營業所々在地 郡市 町大字 番地

二、業 種

三、登 録 番 号 第 号

四、登録を受けた年月日 年 月 日

五、營業者住所及び氏名 郡市 町大字 番地 氏 名 ㊦

六、廢業の理由

右の通り廢業したいから届け出で致します。

年 月 日

住 所 氏 名 ㊦

知 事 宛 氏 名 ㊦

10、第十條の在庫報告

加工炭在庫数量報告書(年月日廢業)

品目	種 類	規 格	数 量	備 考

右の通り報告致します。

年 月 日

住 所 氏 名 ㊦

知 事 宛 氏 名 ㊦

00364

11、省令第三條第三項の登録票

小売業者の分

加工炭小売登録票

住 所 郡市 町大字 番地

氏 名

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

店舗(營業所)所在地 郡市 町大字 番地

所 在 地 鳥 取 縣

卸売業者の分

加工炭卸売登録票

住 所 郡市 町大字 番地

氏 名

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

店舗(營業所)所在地 郡市 町大字 番地

所 在 地 鳥 取 縣

12、第八條の標識

小売業者の分

八〇糶

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

加工炭登録小売業者

店舗(營業所)所在地 郡市 町大字 番地

氏 名

卸売業者の分

八〇糶

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

加工炭登録卸売業者

店舗(營業所)所在地 郡市 町大字 番地

氏 名

二三糶

二三糶

告示

鳥取縣告示第二三十四号
健康保険法、船員保険法に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

Table with columns: 診療科名, 診療所, 所在地, 保険医氏名, 指定年月日

内 明治診療所 氣高郡明治村 山根 徳治 昭和三年十月一日

内 小東郷村診療所 同東郷村今在 山本壽美代 同二四年四月一日

同 城野医院 鳥取市茶町二〇城野 寛 同

鳥取縣告示第二三十五号

昭和二十二年七月農林省令第六十三号加工水産物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水産物の公認荷受機騰として登録した。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者住所氏名 鳥取縣東伯郡倉吉町大字 越殿町千八百八拾五番地 鳥取縣海産物株式会社
代表取締役 小 倉 龍 一

- 二、登録の種類 加工水産物公認荷受機騰
三、登録番号 第十一号
四、取扱水産物の種類 加工水産物
五、營業所又は事務所の位置 東伯郡倉吉町大字越殿町千八百八拾五番地 鳥取縣海産物株式会社

鳥取縣告示第二三十六号

昭和二十四年一月鳥取縣告示第三号河川敷地公用廢止河川の区域の一部を次のように改める。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

河川の区域

「クズ池一、一一二番地先」を「クズ池北一一七ノ一番

地先」には「クズ池一、一一九番地先」を「欠口七五ノ一番地先」に改める。
「畑中河原四三二番地先」を「下河原上二一九ノ二番地先」に「大良田一、三四六番地先」を「孝忠河原上一三

鳥取縣告示第二三十七号

家畜傳染病予防法第七條の規定によつて次の日程により種鶏にたいし雛白痢検査を施行する。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

Table with columns: 検査月日, 検査区域, 検査班

五月二〇日 鳥取市岩倉、卯垣

同 二二日 米子市博勞町

同 二三日 岩美郡福部村

同 二四日 八頭郡佐治村

同 二五日 氣高郡豊美村

同 二六日 同 逢坂村

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第二十五号

次により鳥取縣教育委員會の臨時會議を招集する。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

- 一、日 時 昭和二十四年五月十八日
一、場 所 鳥取市東町教育委員會事務局委員室
一、附議事項

